

医師の行政処分について

平成30年6月7日、厚生労働省は、当院に係る医師を含め、業務停止や戒告とする行政処分を発表しました。

患者様やそのご家族、また、県民の皆様に変なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

業務停止や戒告となった医師のほとんどは既に転勤しており、当院では、患者様に対して十分な診療体制を維持し、診療に関する影響はございません。

安心して当院をご利用いただきますようお願いいたします。

平成30年6月11日

兵庫県立ひょうごこころの医療センター 病院長 田中 究